

平頂山事件と現代日本

2016年12月8日

弁護士 坂本博之

1 平頂山事件とは

平頂山事件とは、1932年(昭和7年)9月16日、現在の中国遼寧省撫順市近郊において、撫順炭鉱を警備する日本軍(関東軍独立守備隊)が行った住民虐殺事件。

この事件は、その前日(9月15日)夜、「大刀会」という抗日義勇軍が撫順炭坑を襲撃し、日本人数名が殺害されたことに対する報復として行ったものである。

2 平頂山事件の背景

- ・1904年(明治37年)～1905年(明治38年) 日露戦争
- ・1905年(明治38年)9月4日 ポーツマス条約
 - 日本は、ロシアから、旅順～長春間の鉄道路線と、付属地の炭鉱の租借権について、譲渡を受ける。→この鉄道及び付属地の経営のために設立された半官半民の会社が南満州鉄道株式会社(満鉄)。またこの時、日本は、撫順炭坑の租借権を得る。
 - 日本は、ロシアから、は関東州(旅順・大連を含む遼東半島南端部)の租借権の譲渡を受ける。
- ・1911年(明治43年、宣統3年) 辛亥革命 清朝滅亡、中華民国成立。袁世凱が権力を握るが、その死後、中国は群雄割拠状態となる。張作霖が満州の実力者となる。
- ・1928年(昭和3年)6月4日 関東軍の謀略による張作霖爆殺事件
- ・1931年(昭和6年)9月18日 柳条湖事件(満州事変) 関東軍が、張学良(張作霖の長男)が鉄道を爆破したという口実を設けて、奉天で軍事行動を起こし、満州全土を制圧する。
- ・1932年(昭和7年)3月1日 満州国建国 元首は愛新覚羅溥儀
- ・同年9月15日 日満議定書締結
 - 日本による満洲国の承認
 - 満洲での日本の既得権益の維持(関東州は租借地として継続して日本の直接支配下)
 - 共同防衛の名目での関東軍駐屯の了承

3 平頂山事件の概要

(1) 大刀会による撫順炭坑襲撃

- ・1932年(昭和7年)9月15日夜、抗日義勇軍(大刀会)が撫順炭坑を襲撃し、日本人(満鉄社員)5名が死亡、6名が負傷した。この襲撃の際、大刀会は、平頂山地区を通して撫順の市内に来た。

(2) 独立守備隊、憲兵隊による報復の謀議

- ・翌9月16日早朝、独立守備隊第2大隊第2中隊(隊長・川上精一大尉)、憲兵隊などが会議を開き、「大刀会が撫順に入ることを知りながら通報しなかった」として、大刀会が通

った平頂山地区の住民の皆殺しを決定。

- ・この謀議の時川上大尉は撫順におらず、部下の井上清一中尉が首謀者であるという説もある。

(3) 平頂山事件

- ・9月15日の夜は、中秋節であり、住民たちは家族団欒の一夜を過ごした。
- ・謀議後、独立守備隊、憲兵隊は、平頂山地区を包囲し、「写真を撮ってやる」などと騙し、あるいは、動こうとしない者に対しては暴力を用い、住民らを追い立て、地区の西側にあった崖の下に集めた。この時に抵抗して射殺された者もいる。
- ・集められた住民らの周囲には、黒い布を被せられた機関銃が並べられていた。しかし、それを本当にカメラだと思って、喜んだ子供もいた。日本軍は、住民たちの中から朝鮮人を外に出した上、機関銃を覆っていた布を取り除け、一斉掃射を行った。死にきれない者、死体の下に隠れて生きている者も多かったので、日本軍は、息のある者を一人一人、銃剣で刺して歩いた。母親を求めて這い出した幼い弟が銃剣で刺し貫かれ、放り投げられたところを目撃した生存者もいる。
- ・日本軍は、証拠を隠滅するため、住民らの家に火を放った。
- ・また、日本軍は、虐殺の証拠を隠すため、死体の山に重油を撒いて放ち、崖にダイナマイトを仕掛けて爆破し、土砂で埋めた。
- ・犠牲者は全て非戦闘員であり、3000名に上ると言われている。
- ・いわゆる15年戦争における、最初期の虐殺事件であった。
- ・戦後、虐殺現場が発掘された。すべてが発掘されたわけではなく、焼毀の程度が激しく、灰のようになっていた遺骨もたくさんあった。現在、虐殺現場の上に平頂山殉難同胞遺骨館が建設されており、参観できる。

4 事件後の日本政府の対応

- ・国際連盟の理事会で、中国代表団から日本代表団は、平頂山の虐殺事件について抗議を受けた。
- ・これに対して、日本代表団は、「皇軍の名誉を棄損する」などと抗議をした。
- ・アメリカ人のジャーナリスト、エドワード・ハンターがアメリカの新聞に平頂山の虐殺事件を報ずる記事を書いた。
- ・一方、関東軍と外務省との間で、平頂山事件に対してどのように対処すべきか(上手に隠ぺいするにはどうしたらよいか)、協議をする極秘の電報が交わされた。
- ・1932年(昭和7年)12月2日、内田外務大臣名で、国際連盟に対して、「日本兵の一個中隊が、千金堡村に彼ら(被正規軍や共産党員らのこと)の捜索のために派遣されたが、同村に入るや否や襲撃され、30分間の戦闘を生じた。奇襲者たちは村から追い払われたが、戦闘中その場所の大半が焼失した。日本軍司令部は、奉天省政府の協力を得たうえで、罹災者の救済と村の再建に必要なことを検討している。以上の事実が意図的に中国政府に

よって誇張され、無辜の人々の虐殺事件として発表された」と表明した。これが、日本政府の、現在に至るまでの公式見解となっている。

5 戦後裁かれた平頂山事件(戦犯裁判)

- ・戦後、国民党政府によって、瀋陽裁判という BC 級戦犯裁判が行われた。
- ・元撫順炭坑長の久保孚ほか、合計 11 名が被告となり、久保ら 7 名が死刑判決を受ける。
- ・公正な裁判ではなかったという意見も多い。
- ・川上精一大尉、井上清一中尉ら首謀者たちは被告とならなかった。
- ・川上大尉は、戦後疎開先にアメリカ兵が逮捕しに来たが、自殺した。井上中尉は、先般として問われることなく、昭和 40 年ころに死去した。

6 戦後補償裁判の経緯

(1) 訴訟提起

- ・1996 年(平成 8 年)8 月 14 日、生存者のうち、莫徳勝(男性、当時 7 歳)、楊宝山(男性、当時 9 歳)、方素栄(女性、当時 4 歳)の 3 名が日本国を被告として、一人当たり金 2000 万円を請求する訴訟を、東京地裁に提訴した。
- ・根拠は、①中華民国民法 184 条「故意又は過失により他人の権利を侵害したる者は損害賠償の責任を負う」、②陸戦の放棄慣例に関する条約(1907 年のハーグ条約)3 条「前記規則(陸戦規則のこと)の条項に違反したる交戦当事者は、損害あるときは、之が賠償の責を負うべき者とす。交戦当事者は、之の軍隊を組成する人員の一切の行為につき責を負う」の 2 点に求めた。

(2) 争点

ア ハーグ条約に基づく損害賠償請求権は国家だけではなく、個人にも認められるか。

原則として、条約は、国家間の合意であり、権利義務関係が生ずるのは、国家(及び国際機関)だけである、と言われている。

イ 本件に適用される民法は、中華民国民法か、日本民法か。

通常、不法行為に関しては、不法行為地の法律が適用される、とされている。

「法の適用に関する通則法」第 17 条 「不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法による。ただし、その地における結果の発生が通常予見することのできないものであったときは、加害行為が行われた地の法による。」

ウ 時効が成立しているか。

日本民法 724 条「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。」

→3 年の時効期間は、通常の時効であるが、20 年の期間は、講学上、「除斥期間」と言われている。通常の時効であれば、時効の起算点について、権利行使をすることが可能

であったかどうか等を具体的に問題にすることができるが、除斥期間では、このようなことは問題にならない、とされてきた。なお、中華民国民法の時効期間も日本民法の規定と似ているが、こちらは除斥期間という概念はない。

エ 「国家無答責の法理」の適用があるか。

明治憲法時代、公務員が、国家の権力的作用に基づいて、第三者に損害を与えた場合、国家は責任を負わない、という「法理」が確立されていた、と言われていた(国の主張)。

オ サンフランシスコ講和条約によって請求権が放棄されているか。

サ条約 15 条の中に「この条約に別段の定めがある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとつた行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する」という規定がある。

中華民国はサ条約の当事国ではないが、日華平和条約に同様の規定がある。

(3) 裁判の経過

- ・弁護団は何度も現地に足を運び、原告本人、その家族、平頂山紀年館、撫順市社会科学院などと信頼関係を結んでいった。
- ・訴訟提起当時は分からなかった生存者とも会い、親交を深めた。
- ・国内でも支援団体が作られ、原告が来日するたび、証言集会を各地で開いた。
- ・原告 3 名とも、東京地裁又は東京高裁で証言をした。初めて来日する原告の中には、「日本に行ったら殺されるかもしれない。帰れないかもしれない」と考え、覚悟を決めて来日した人もいた。しかし、日本に来て、多くの日本人たちの前で証言をするなどして、自分たちの話に耳を傾け、理解をしてくれる日本人もいることを知り、日本人観が変わって行ったという。
- ・歴史学者、行政法学者、民法学者、憲法学者等の支援もあった。

(4) 判決

- ・平成 16 年 6 月 28 日 東京地裁判決
- ・平成 17 年 5 月 17 日 東京高裁判決
- ・平成 18 年 5 月 16 日 最高裁判決
- ・いずれも原告らの請求棄却。
- ・地裁判決、高裁判決は、正しい事実認定を行った。
- ・ハーグ条約に基づく請求については、同条約 3 条の損害賠償請求権は国家だけが有する、という判断。個人の請求権を認めた事例は非常に少ない、などという理由。
- ・民法に基づく請求については、本件のような軍隊の行為は国家の権力的作用であり、このような行為に基づく損害に関しては、「国家無答責の法理」が確立されていた、という理由。
- ・多くの戦後補償裁判で、請求棄却をした判決では、殆どが請求権放棄を理由としている。

7 裁判終了後の原告たちの願い

(1) 原告の人たちの願い

- ①日本がきちんと事実を認めて謝罪すること。
- ②日本政府の費用で謝罪の碑を建てること。
- ③平頂山事件の現場を陵苑として整備し、二度とこのようなことを起こさない場として残してもらうこと。

(2) 弁護団の活動の継続

- ・弁護団を解散せずに、政治的な解決を目指して活動を続ける。
- ・2005年(平成17年)から、毎年9月16日ころ、国際学術シンポジウムを日中共同で開催している。平頂山事件やその背景についての事実の解明、運動論などについて意見を交わしている。東京でも2回行った。

8 同じ枢軸国だったドイツを巡るいくつかの事例

(1) ギリシャ・ディストモ村事件

- ・1944年6月10日、ギリシャ、Βοεοττια県Διστομο村で、ドイツ武装SSによって、住民214名が殺害された事件。共産党系パルチザンからの襲撃で、ドイツ軍の責任者がこの村で死亡したが、その時、「この村を全部焼き払え」と遺言した。
- ・被害者がドイツを被告として、ギリシャ国内の裁判所に提訴。
- ・1997年10月30日 Λειβαδεια地裁で原告がドイツに勝訴。
- ・2000年5月4日 ギリシャ最高裁でもドイツに勝訴。
- ・主権免除(国際法上の基本原則で、「国家主権・主権平等の原則の下、主権国家が他の国家の裁判権に属することはない、という原則」が最大の争点となった。しかし、裁判所は、重大な人権侵害を行った国家は、主権免除を主張することは許されない、という判断をした。
- ・その後、ドイツが次のチヴィテッラ事件の件でイタリアを被告として、国際司法場所に提訴。ギリシャは、イタリアに補助参加した。

(2) イタリア・チヴィテッラ村事件

- ・1944年6月29日、イタリア、トスカーナ州 Civitella in Val di Chiana 村で、ドイツのヘルマン・ゲーリング部隊によって、住民115名が虐殺された事件。同日、付近の別の3つの村でも虐殺があり、その合計は244名に上る。
- ・事件の行為者の一人が逮捕され、イタリアの La Spezia 軍事裁判所に刑事訴追された。イタリアの法律では、刑事事件の被害者が、犯人に対して民事訴訟を起こし、双方を併合審理することができる。この刑事事件でも、被害者や遺族らが、ドイツを被告とする民事訴訟を提起した。
- ・2006年10月10日 La Spezia 軍事裁判所で原告がドイツに勝訴。
- ・2007年12月18日 軍事裁判所の控訴審でもドイツに勝訴。

- ・ 2008 年 10 月 21 日 イタリア破毀院でもドイツに勝訴。
 - ・ 2008 年 12 月 23 日 ドイツがイタリアを被告として国際司法裁判所に提訴。
 - ・ 2009 年 6 月 28 日 ドイツ大使がイベントに参加して謝罪をする。
 - ・ 2012 年 2 月 6 日 国際司法裁判所(裁判長は小和田恒)でドイツ勝訴の判決。理由は、国際法上の基本原則である主権免除を侵している、というもの。
 - ・ イタリアでは、国際司法裁判所の判決を受けて、破毀院の判決を無効にする内容の法律を作る。被害者らは、憲法裁判所に対して、この法律が違憲であるという訴えを起こした。
 - ・ 2015 年 イタリア憲法裁判所が、上記の法律が違憲であるという判決。
 - ・ Civitella 村の市長は、個人的な損害賠償は求めず、第二次大戦中、ドイツ軍が潜んでいたために連合軍の爆撃により破壊された中世の城壁の修復、及び資料収集を、ドイツに求めたい、と言っている。
- (3) フランス・オラドゥール村事件
- ・ 1944 年 6 月 10 日、Nouvelle-Aquitaine 地域圏 Oradour-sur-Glane 村で、ドイツの SS によって行われた、住民約 600 名の虐殺事件。
 - ・ 戦後、ド・ゴール大統領が、ナチスの残忍さを後世に残すため、破壊されたままの状態を残すことを決めた。
 - ・ 訴訟は行われていない。
 - ・ 2013 年 9 月 4 日 ドイツのガウク大統領、フランスのオランド大統領とともにオラドゥール村を訪問。
 - ・ 遺族会の人たちの話「やったのはナチスであり、今のドイツ人は平和的である。今のドイツ人が謝罪をしてもしょうがない」「私たちはヨーロッパ人だ」「私たちは謝罪を求めない。何故なら、謝罪をさせるということは、相手に恥を与えることになるからだ」
- 9 新しい国際秩序と東アジアの平和のために
- ・ 相互理解、相互の交流が何よりも大切なこと。
 - ・ アジアでも、ヨーロッパにおいてなし得たような、共通の歴史認識を育むことが大切である。
 - ・ 一人一人の市民が、自立した市民としての自覚を持つこと。
 - ・ 人権が最大の価値であることをしっかりと認識した公務員を育てること。